

「ドワンゴ v s F C 2」事件（特許権侵害差止等請求事件）	
事件の表示	令和5年（受）第14号、15号（第1事件） 令和5年（受）第2028号（第2事件） 判決日：令和7年3月3日 最高裁判所 第二小法廷
判決	上告棄却
参照条文	特許法2条3項1号
キーワード	属地主義

1. 事案の概要

本事案は、被上告人（特許第4734471号及び特許第6526304号の特許権者）が、上告人らに対し、上告人らの行為が被上告人の有する特許権を侵害すると主張し、上告人らの行為の差止め及び損害賠償等をそれぞれ求めた2つの事案に関する。特許第4734471号に係る事案は第1事件と呼ばれ、特許第6526304号に係る事案は第2事件と呼ばれる。以下でもこのように呼ぶ。

2. 経緯

（1）第1事件

平成23年4月28日 特許第4734471号 設定登録
平成30年9月19日 東京地裁平成28年（ワ）第38565号（請求棄却）
令和4年7月20日 知財高裁平成30年（ネ）第10077号（一部認容）
令和7年3月3日 上告棄却

（2）第2事件

令和元年5月17日 特許第6526304号 設定登録
令和4年3月24日 東京地裁令和元年（ワ）第25152号（請求棄却）
令和5年5月26日 知財高裁令和4年（ネ）第10046号（一部認容）
令和7年3月3日 上告棄却

3. 争点

（1）第1事件

国外サーバから日本国内の端末にプログラムを配信する行為が、特許法2条3項1号の「電気通信回線を通じた提供」および同法101条1号の「譲渡等」に該当し、日本の特許権侵害となるかが争点となった。

(2) 第2事件

国外サーバからのファイル送信等により、国外サーバと国内端末を含むシステムを構築する行為が、特許法2条3項1号の「生産」に当たり、日本の特許権侵害となるかが争点となった。

4. 裁判所の判断 (抜粋)

(1) 第1事件

「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが（最高裁平成12年(受)第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領域外からの送信であることの一事をもって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、上記の提供が「電気通信回線を通じた提供」(特許法2条3項1号)に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、問題となる行為を全体として見て、実質的に我が国の領域内における「電気通信回線を通じた提供」に当たると評価されるときは、当該行為に我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。そして、この理は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に関しても異なることはないと解される。」

「本件配信は、本件各プログラムに係るファイルを我が国の領域外のサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、その行為の一部が我が国の領域外にあるといえる。しかし、これを全体としてみると、本件配信は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、本件各サービスは、本件配信により当該端末にインストールされた本件各プログラムを利用することにより、ユーザに、我が国所在の端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲の調整等がされた動画を視聴させるものである。これらのことからすると、本件配信は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程として行われ、我が国所在の端末において、本件各プログラム発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によりされるものである本件配信が、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」

に当たるというべきである。」

「また、本件各サービスは、本件配信及びそれに引き続く本件各プログラムのインストールによって、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置が我が国の領域内で生産され、当該装置が使用されるようにするものであるところ、本件配信は、我が国所在の端末において、本件各装置発明の効果を当然に奏させるようにするものといえ、サーバの所在地や経済的な影響に係る事情も前記(2)と同様である。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、前記装置の生産にのみ用いる物である本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供としての譲渡等をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に当たるというべきである。」

(2) 第2事件

「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが（最高裁平成12年(受)第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

「本件配信は、プログラムを格納したファイル等を我が国の領域外のウェブサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、本件システムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にあるといえるものであり、また、本件配信の結果として構築される本件システムの一部であるコメント配信用サーバは我が国の領域外に所在するものである。しかし、本件システムを構築するための行為及び本件システムを全体としてみると、本件配信による本件システムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、本件システムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、本件システムを構成する我が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我

が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によるものである本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれぬ。そうすると、上告人は、本件配信及びその結果としての本件システムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、本件システムを生産していると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信による本件システムの構築は、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるというべきである。」

5. コメント

知財高裁平成30年（ネ）第10077号は2023年2月の判例勉強会で、知財高裁令和4年（ネ）第10046号は2023年7月の判例勉強会でそれぞれ取り上げられた。最高裁判決はいずれも控訴審を支持するものであり、構成要素の一部が国外に存在する場合であっても、行為を全体的に見て、実質的に国内で発明が実施されていると判断できるときには、従来の属地主義の枠内で特許権侵害が成立し得ることが明確化された。

全体として国内での実施といえるかどうかの判断に際し、国内との結び付きの程度、すなわち「国内ユーザに向けたサービスか」「国内端末において発明の効果が発現しているか」「国内に経済的影響が及んでいるか」といった具体的な基準が示された。今後の類似する訴訟でも参酌されると考えられる。

以上